

堺個審答申第92号  
(答申第127号)  
令和2年7月22日

地方独立行政法人堺市立病院機構  
堺市立総合医療センター  
院長 大里 浩樹 様

堺市個人情報保護審議会  
会長 石橋 徹 也



答 申

令和2年6月16日付け堺シ第34号で諮問のありました下記諮問案件について、別紙のとおり答申します。

記

審議案件	堺市地域医療連携ネットワークシステムに係る個人情報の取り扱いについて
分 類	条例第6条第3項【センシティブ情報収集禁止の原則の例外】 条例第9条第1項【電子計算機処理の制限—新規事務の事前審議】 条例第9条第3項【センシティブ情報の電子計算機処理禁止の原則の例外】
担 当 課	地方独立行政法人堺市立病院機構 堺市立総合医療センター 法人本部事務局 システム管理室
審 議 日	令和2年6月19日(第178回) 令和2年7月13日(第179回)

## 審 議 結 果

### 1 審議会の結論

地方独立行政法人堺市立病院機構堺市立総合医療センターが堺市個人情報保護条例6条3項、9条1項及び同条3項に基づき諮問した「堺市地域医療連携ネットワークシステムに係る個人情報の取り扱いについて」は、以下の留意事項の各項目が確実に実行されるよう、仕様及び運用方法についてさらなる検討を行うこととし、仕様及び運用方法の詳細が確定した段階で、その内容を当審議会に報告することを条件に承認する。

### 2 留意事項

- (1) 実施機関は、「堺市地域医療情報ネットワーク運用規程」を遵守すること。  
また、実施機関が保有する電子カルテをネットワーク利用者に公開する場合には、患者本人の同意した内容と異なる公開設定を行わないよう万全の措置を講じること。
- (2) 実施機関は、堺市地域医療情報ネットワーク協議会の理事者として、ネットワーク利用者が関係規程、規約及び以下の項目を遵守するよう周知徹底すること。
  - ア 本システム利用申請に係る患者本人の同意を取得するネットワーク利用者は、当該本人に対して十分な説明を行うこと。また、代筆による申請の場合は、真に当該本人の意思を反映した同意であることを確認すること。
  - イ 診療情報を共有するネットワーク利用者においては、当該診療情報の閲覧及び利用を必要最小限にとどめることとし、不必要な閲覧や不正な利用等を絶対に行わないこと。
  - ウ 診療情報の閲覧及び利用の際は、患者本人の同意が継続していることを確認するとともに、同意撤回及び本人の死亡により診療情報の共有の必要がなくなった場合には、ただちに共有を停止する運用とすること。
  - エ 患者の生命を守るため緊急かつやむを得ない場合に、患者の同意なくカルテの閲覧を行うネットワーク利用者においては、緊急時の閲覧権限の付与を必要最小限の者にとどめるとともに、万が一にも不必要な閲覧が行われないよう万全の措置を講じること。